

平成十八年国土交通省令第百十号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（法第二条第四号の主務省令で定める施設又は設備）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の主務省令で定める施設又は設備は、次のとおりとする。

一 次に掲げる便所又は便房であつて、移動等円滑化の措置がとられたもの

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便所又は便房

ロ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所又は便房

二 次に掲げる駐車施設又は停車施設であつて、移動等円滑化の措置がとられたもの

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便所又は便房

ロ 車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所又は便房

三 次に掲げるエレベーター

イ 移動等円滑化された経路（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第一百一十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第四条第一項に規定する移動等円滑化された経路をいう。以下同じ。）又は乗継ぎ経路（同条第十

一項に規定する乗継ぎ経路をいう。）を構成するエレベーター

ロ 移動等円滑化された通路（移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第一百六十六号。ハにおいて「道路移動等円滑化基準省令」という。）第三十三条第二項に規定する

ハ 旅客施設又は旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客施設又は旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（公共交通移動等円滑化基準省令第四

条第三項前段又は道路移動等円滑化基準省令第三十三条规定が適用される場合

に限る。）

四 次に掲げる車椅子スペース（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第五号に規定する車椅子スペースをいう。以下この号において同じ。）

イ 鉄道車両（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十一号に規定する鉄道車両をい

う。以下同じ。）又は軌道車両（同項第十一号に規定する軌道車両をいう。以下同じ。）の客室に設けられた車椅子スペース

ロ 乗合バス車両（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十三号に規定する乗合バス車両をいう。以下同じ。）又は貸切バス車両（同項第十三号の二に規定する貸切バス車両をい

う。以下同じ。）に設けられた車椅子スペース

ハ 船舶（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十五号に規定する船舶をいう。以下同じ。）に設けられた車椅子スペース

五 次に掲げる優先席（主として高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をい

う。以下この号において同じ。）又は基準適合客席（公共交通移動等円滑化基準省令第五十一

条第一項に規定する基準適合客席をいう。ニにおいて同じ。）

イ 旅客施設又は旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備に設けら

れた優先席

ロ 鉄道車両又は軌道車両の客室に設けられた優先席

ニ 乗合バス車両に設けられた優先席

（法第二条第八号の主務省令で定める自動車）

高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能なものとする。

（特定公園施設）

第一条の二 法第二条第八号の主務省令で定める自動車は、座席が回転することにより高齢者、障

害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能なものとする。

第二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第

三条の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の

法令又は条例の規定の適用があるもの

二 山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの

三 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの

2 令第三条第一号の国土交通省令で定める主要な公園施設は、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるものとする。

（建築物特定施設）

第三条 令第六条第十号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂（以下「劇場等」という。）の客席

二 浴室又はシャワールーム（以下「浴室等」という。）

（旅客施設の大規模な改良）

第四条 法第八条第一項の主務省令で定める旅客施設の大規模な改良は、次に掲げる旅客施設の区

分に応じ、それぞれ次に定める改良とする。

一 法第二条第六号イ及びロに掲げる施設 全ての本線の高架式構造又は地下式構造への変更に伴う旅客施設の改良、旅客施設の移設その他の全面的な改良

二 法第二条第六号ハからホまでに掲げる施設 旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設の構造の変更であつて、当該変更に係る部分の敷地面積（建築物に該当する部分にあつては、床面積）の合計が当該施設の延べ面積の二分の一以上であるもの

（旅客施設の建設又は大規模な改良の届出）

第五条 法第九条第二項前段の規定により旅客施設の建設又は大規模な改良の届出をしようとする者は、当該建設又は大規模な改良の工事の開始の日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該旅客施設の法第二条第六号イからホまでに掲げる施設の区分

三 当該旅客施設の名称及び位置

四 工事計画

五 工事着手予定期及工事完成予定期

（変更の届出）

第六条 法第九条第二項後段の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更の届出に係る

工事の開始の日の三十日前までに（工事を要しない場合にあつては、あらかじめ）、次に掲げる

事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該旅客施設の名称及び位置

三 変更しようとする事項（新旧の書類又は図面を明示すること。）

四 変更を必要とする理由
2 前項の届出書には、前条第二項の書類又は図面のうち届け出た事項の変更に伴いその内容が変更されるものであつて、その変更後のものを添付しなければならない。

(法第九条の四の主務省令で定める要件)
第六条の二 法第九条の四の主務省令で定める要件は、当該年度の前々年度までの過去三年度における公共交通事業者等の一年度当たりの輸送人員の平均及び当該公共交通事業者等が設置又は管理する旅客施設の一日前たりの平均的な利用者の人数その他の事情を勘案して国土交通大臣が定めるものとする。

(移動等円滑化取組計画書)

第六条の三 公共交通事業者等(前条の要件に該当する者に限る)は、毎年六月三十日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる国土交通大臣又は地方支分部局の長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化取組計画書を提出しなければならない。

一 法第二条第五号イからニまでに掲げる者
二 法第一条第五号ホに掲げる者

三 法第二条第五号ヘに掲げる者(特定本邦航空運送事業者(航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第二百四十条第一項第一号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。以下同じ。)に限る。)	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長
四 法第二条第五号ヘに掲げる者(前号に掲げる者を除く。)当該公共交通事業者等の主たる事務所又は同号トに掲げる者のうち同条第六号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長
五 法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ニに掲げた施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長(運輸監理部長を含む。)

三 法第二条第五号ヘに掲げる者(特定本邦航空運送事業者(航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第二百四十条第一項第一号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。以下同じ。)に限る。)	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長
四 法第二条第五号ヘに掲げる者(前号に掲げる者を除く。)当該公共交通事業者等の主たる事務所又は同号トに掲げる者のうち同条第六号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長
五 法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ニに掲げた施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長(運輸監理部長を含む。)

一 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図
二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

ロ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設(移動等円滑化のため必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十二号)第二条第一項に規定する路外駐車場車椅子使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。)、路外駐車場移動等円滑化経路(同令第三条第一項に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。)その他の主要な施設

法第十二条第一項ただし書の主務省令で定める書面は、第二号様式により作成した届出書及び特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請書は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。
(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請)

第八条 法第十七条第三項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	図書の明示すべき事項	配置図	付近見取り図	各階平面図
一 法第十二条第一項ただし書の主務省令で定める書面 二 法第十七条第三項の規定により認定の申請をしようとする者の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。	(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請)	第八条 法第十七条第三項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。	第八条 法第十七条第三項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。	第八条 法第十七条第三項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

第六条の四 前条の移動等円滑化取組計画書を提出した公共交通事業者等は、当該計画を提出した年度の翌年度の六月三十日までに、前条の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる国土交通大臣又は地方支分部局の長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化取組報告書を提出しなければならない。

(法第九条の五の主務省令で定める事項)

一 前年度における移動等円滑化の達成状況
二 第六条の二の要件に関する事項
(公表)

第六条の六 公共交通事業者等は、法第九条の四の規定による提出又は法第九条の五の規定による報告をしたときは、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(法第九条の六の主務省令で定める情報)
(法定路外駐車場の設置等の届出)

第七条 法第九条の六の主務省令で定める移動等円滑化に関する情報は、前年度における移動等円滑化の達成状況とする。

法第十二条第一項本文の規定による届出は、第一号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

		図面断続構造詳細図			
				位置並びに案内設備の位置 縮尺並びに蹴上げ及び踏面の構造及び寸法	
等浴室	便所	機械昇降	傾斜路	段階又は段階	
縮尺及び車椅子使用者用浴室等の構造	二号に規定する便所並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便所の構造並びに床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る)その他これらに類する小便器の構造	車椅子使用者用客席から舞台等まで引いた可視線	エレクターネー構造(かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。)	車椅子使用者用客席	傾斜縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅

第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等をいう。以下この条において同じ。)の位置並びに案内設備の位置

断縦
又は
階段縮尺並びに蹴上げ及び踏面の構造及び寸法

四 当該旅客施設が協定建築物特定施設と一緒に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると認められる理由
前項の申請書には、同項第四号に係る事項として申請書に記載された内容の根拠となる当該旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面を添付しなければならない。
国土交通大臣は、法第二十二条の二第一項の移動等円滑化困難旅客施設の認定をしたときは、

速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

第十二条の三 法第二十二条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第五号の四様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ協定建築物特定施設に係る協定の写し、前条第三項及び第十二条の五第三項の規定による通知の写し並びに次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政府に提出するものとする。

図書の種類明示すべき事項
付近見取図方位 道路、目標となる地物及び移動等円滑化困難旅客施設
記量四 路、テ、改、改の差、改の直す

立場、第三建國初文部省

		図面		縦断		各階平面図		配置図	
		詳細構造		面図	断面	各階平面図		配置図	
便所	機械昇降のためのその他	路	傾斜	段階	又は	段階	段階	方向、道路、目標となる地物及び移動等円滑化困難旅客施設の近見取図	
2 前項の規定にかかるわらず、所管行政庁は、前項の表に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房及び令第十四条第一項第二号に規定する便房の構造並びに床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のもに限る。）その他これらに類する小便器の構造	縮尺並びに籠、昇降路及び乗降ロビーの構造（籠内に設けられる籠の停止する予定の階を表示する装置、籠の現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着する籠の昇降方向を表示する装置の位置並びに籠内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅					縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、協定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに点状ブルク等及び線状ブルク等の位置並びに案内設備の位置	付図の種類明示すべき事項

(法第二十二条の二第二項の主務省令で定める協定建築物特定施設等維持保全基準)	
第十二条の四	法第二十二条の二第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
一	隣接する移動等円滑化施設が、協定建築物特定施設及び特定経路施設をいう。(以下同じ。)と一体的に利用に供することにより公共交通移動等円滑化基準に適合することが移動等円滑化経路協定において定める法第四十一条第二号イに掲げる事項又は移動等円滑化施設協定において定める法第五十一条の二第二項第二号ロに掲げる事項として、協定建築物特定施設等が隣接する移動等円滑化困難旅客施設の営業時間内において当該協定建築物特定施設等が常時利用できる旨が定められていること。
(協定建築物特定施設等維持保全基準適合の認定の申請等)	
第十二条の五	法第二十二条の二第二項の規定により認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二	令第六条各号に掲げる建築物特定施設の区分及び特定経路施設にあっては、道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設の別
三	当該協定建築物特定施設等の名称及び位置
一	前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
二	法第四十三条第一項(法第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。)の認可を受けた協定の写し及びその認可を証する書類
三	当該協定建築物特定施設等の構造及び設備に関する書類及び図面
一	国土交通大臣は、法第二十二条の二第二項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。
第十二条の六	法第二十二条の二第三項第五号の主務省令で定める事項は、協定建築物の建築等の事業の実施時期とする。
(認定通知書の様式)	
第十二条の七	所管行政庁は、法第二十二条の二第四項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。
2	前項の通知は、第五号の五様式による通知書に第十二条の三第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。
(法第二十二条の二第五項において準用する法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更)	
第十二条の八	法第二十二条の二第五項において準用する法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、協定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。
(法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準)	
第十三条	法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。
一	専ら車椅子使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。
二	当該エレベーターの昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり(当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。)が不燃材料で造られたものであること。
(法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上の基準)	
第十四条	法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。
一	エレベーターのかご内及び乗降ロビーには、それぞれ、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。
(法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準)	
第十四条の九	公共交通事業者等及び道路管理者は、法第二十四条の八第一項の規定による市町村の求めがあつたときは、旅客施設及び特定道路に關し、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な設備の有無及びそ
第十四条の二	令第二十七条第一号の国土交通省令で定める経路は、移動等円滑化された経路(令第二十七条第一号に規定する生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路を除く。)とする。
第十四条の三	令第二十七条第一号の国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、次の各号に掲げる施設とする。
一	生活関連経路を構成する道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路
二	前号に掲げるもののほか、生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、令第二十七条第一号に規定する生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられる見込まれるものと認め、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するもの
2	令第二十七条第二号ロの国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、同号の生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設(道路法による道路を除く。)のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられる見込まれるものと認め、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するものとす
(令第二十七条第一号の規定により市町村が行う指定)	
第十四条の四	令第二十七条第二号の規定により市町村が行う指定は、同号イに掲げる施設の出入又は同号ロに掲げる施設の出入口その他の通行の用に供する部分に接する部分であつて、生活関連旅客施設を利用する高齢者、障害者等が通常利用する部分について、移動等円滑化促進方針において行わなければならない。
(行為の届出)	
第十四条の五	法第二十四条の六第一項の規定による届出は、第五号の二様式により作成した届出書に次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める書類又は図面を提出して行うものとする。
一	令第二十七条第一号に掲げる行為 行為の内容を示す旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面
二	令第二十七条第二号に掲げる行為 平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面
(法第二十四条の六第一項の主務省令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに行行為の完了予定日とする。)(変更の届出)	
第十四条の七	法第二十四条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が令第二十七条各号に掲げる行為に該当しなくなるもの以外のもの(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのない意匠の変更その他の軽微な変更を除く。)とする。
第十四条の八	法第二十四条の六第二項の規定による届出は、第五号の三様式による変更届出書を提出して行うものとする。
2	第十四条の五の規定は、前項の届出について準用する。
(施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)	
第十四条の九	公共交通事業者等及び道路管理者は、法第二十四条の八第一項の規定による市町村の求めがあつたときは、旅客施設及び特定道路に關し、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な設備の有無及びそ

（臨時の報告）

第二十四条 公共交通事業者等は、前条に定める移動等円滑化実績等報告書のほか、国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長から、移動等円滑化のための事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

(立入検査の証明書)
第二十五条 法第五十三条第六項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、第七号様式による

(権限の委託)

権限	法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次の表の権限の欄に掲げるものは、それぞれ同表の地方支分部局の長の欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。	
出の受理	法第二条第六号ハに掲げる施設のうち専用バスター・ミナル（自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第二百三十九条第二項の規定十六号）第二条第七項に規定する専用バスター・ミナルをによる届いう。以下同じ。）に係るもの	地方支分部局の長 当該施設の所在地を管轄する 地方運輸局長

表に項同勧第九びびの九三
よの条告一条に助指條
る規第及項の法言導の法
公定二びの七第並及三
の

			使用的の本拠を管轄する地方運輸局長
ハ	法第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）	
二	法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長	
ホ	法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長	

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。

附則（平成三年三月八日国土交通省令第七号）

第一条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十一年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

第二条 滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置
（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
平成三十一年度においては、第一条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の規定の適用については、同条中「六月三十日」とあるのは、「十一月三十日」にとする。

ある。 二月一日とし。 二月一日とし。
附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）
（施行期日）
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取
り替へて使用する。ただし、

り結て使用することができる
附 則（令和三年一月二〇日国土交通省令第一号）
この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の

施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

(令和二年法律第二十八号)の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。
附 則 (令和三年一〇月一日国土交通省令第六二号)
この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の足進みに関する法事施行令の一部を改正する。

政令の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。

第一条 (施行期日) この省令は、令和四年十月一日から施行する
(経過措置)

第二条 この省令の施行の日前にされた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十七条第三項の認定（法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。）の申請であつて、この省令の施行の

2 この省令の施行の際現に工事中の特定建築物で、認定を受けた計画又は前項の規定によりなお際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお前項の例による。

従前の例によることとされる認定を受ける計画に係るものについての法第十八条第一項の規定による変更の認定に関する認定の基準については、当該工事が完了するまでの間に限り、なお従前

の例による
附 則 (令和六年三月八日国土交通省令第一八号)
(施行期日) 拝

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

7

附則

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にある第一条、第二条又は第五条から第八条までの規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第1号様式（第7条第1項関係）

第1号様式(第7条第1項関係)														
(日本産業規格A4判4番)														
特定路外駐車場設置(変更)届出書														
年月日														
般														
特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所														
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。														
1 駐車場の名称														
2 駐車場の位置														
3 規模														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">イ 駐車場の区域の面積</td> <td colspan="2">平方メートル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">□ 駐車場の用に供する部分の面積</td> <td>a 駐車の用に供する部分の面積</td> <td>一般公共の用に供する部分</td> <td>平方メートル(駐車台数台)</td> </tr> <tr> <td>b 車路等の面積</td> <td>それ以外の部分</td> <td>平方メートル(駐車台数台)</td> </tr> </table>				イ 駐車場の区域の面積		平方メートル		□ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル(駐車台数台)	b 車路等の面積	それ以外の部分	平方メートル(駐車台数台)
イ 駐車場の区域の面積		平方メートル												
□ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル(駐車台数台)											
	b 車路等の面積	それ以外の部分	平方メートル(駐車台数台)											
4 移動等円滑化のための装置の設置														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">イ 特殊の装置の有無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">□ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の概要</td> <td>a 認定の番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b 特殊の装置の名称等</td> <td></td> </tr> </table>				イ 特殊の装置の有無		□ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の概要	a 認定の番号		b 特殊の装置の名称等					
イ 特殊の装置の有無														
□ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の概要	a 認定の番号													
	b 特殊の装置の名称等													
5 従業員概数														
6 供用開始(予定)日														

備考

一 特定路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書きすること。

二 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。

三 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。

四 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。

五 4のロのa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の番号を記載すること。

六 4のロのb欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。

第2号様式(第7条第2項関係) (日本産業規格A列4番)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面		
移動等円滑化のための装置に 必要な構造及び設備	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設 <input checked="" type="checkbox"/> 台	
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値	
特殊の装置	イ 特殊の装置の有無	
	<input type="checkbox"/> 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の概要	認定の番号 特殊の装置の名称等

備考

一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書きすること。

二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。

三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の番号を記載すること。

四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。

第3号様式(第8条関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

認定申請書

年月日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき、
特定建築物の建築及び維持保全の計画について認定を申請します。この申請書及び添付
図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年月日	年月日	号
第	第	

係員氏名 係員氏名

(第二面)

1 特定建築物及びその敷地に関する事項

[地名地番]
[延べ面積] m^2
[敷地面積] m^2
[建築面積] m^2
[建築物の階数] 階
[構造方法] 造 一部 造
[主要用途] [用途別床面積]
用途() 床面積(m^2) 階() () () ()
[建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分]
[工事種別]

[確認の特例]
法第17条第4項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無（有・無）

(注意)

1. 「主要用途」及び「用途別床面積」の欄には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第4条及び第5条の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入するとともに、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。また、(階)の部分には、当該用途の部分がある階(複数の階)及びぶ場合はそのすべての階)を記入してください。

2. (建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分)の欄には、法第19条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(認定特定建築物の延べ面積の10分の1)を限度とする。)を記入し、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。また、当該床面積に既に法第22条の2第5項において準用する法第19条の規定による容積率の特例の適用を受けている床面積が含まれる場合にあっては、その旨を併せて記入してください。

3. 「工事種別」の欄には、「新築」、「増築」、「改築」、「用途変更」、「修繕」又は「模様替」のうち該当するものを記入してください。

4. [確認の特例]の欄には、認定の申請に併せて、建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の認定申請書を提出して適合通知を受けることを申し出る場合においては「有」を○印で囲み、申し出ない場合においては、「無」を○印で囲んでください。

(第三面)

2 建築物特定施設の構造及び配置に関する事項

① 出入口

	平面図番号等	段のある出入口
多数の者が利用する出入口(直接地上へ通ずる出入口を除く。)	幅90cm以上のもの 幅90cm未満のもの	
直接地上へ通ずる出入口	幅120cm以上のもの 幅90cm以上120cm未満のもの 幅90cm未満のもの	

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図に記入した出入口の記号等を記入してください。

② 廊下等

	平面図番号等
突出物 休憩用の設備	

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置が分かるように、各階平面図の番号及び当該平面図に記入したそれぞれの記号等を記入してください。

2. 突出物を設けている場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう講じた措置がわかる資料を別に添付してください。

3. 廊下等及び点状ブロック等の仕上げ材、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添

付してください。なお、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

(第四面)

③ 階段	平面図番号等	縦断面図番号
階段		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した階段の記号等を記入し、縦断面図番号等の欄には、当該階段の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

2. 階段及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、段がある部分の上端に近接する場所の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

④ 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	平面図番号等	縦断面図番号

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した傾斜路の記号等を記入し、縦断面図番号等の欄には、当該傾斜路の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

2. 傾斜路及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、傾斜がある部分の上端に近接する場所の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

(第五面)

⑤ エレベーターその他の昇降機

エレベーター	配置図・平面図番号等	構造詳細図番号
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機		

当該装置が設けられるエレベーター	提供する情報の内容
かご内	乗降ロビー

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等を記入するとともに、当該エレベーターその他の昇降機の表示方法についてわかる資料を添付してください。構造詳細図番号等の欄には、当該エレベーターその他の昇降機の構造詳細図の番号を配置図・平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

2. 当該装置が設けられているエレベーターの欄には、音声により情報を提供する装置が設けられたエレベーターについて、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターの記号等を記入し、提供する情報の内容の欄には、当該装置の音声により提供される情報の内容を、当該装置の設けられる場所に応じて、かご内及び乗降ロビーの欄に、それぞれ記入してください。

(第六面)

⑥ 便所

階	便 房 の 総 数	車椅子使用者便房数

車椅子使用者便房のある便所 水洗器具を設けた便房がある便所 腰掛便座及び手すりの設けられた便房がある便所（車椅子使用者便房を除く。） 床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のみに限る。）その他これらに類する小便器がある便所	平面図番号等	構造詳細図番号

(注意)

1. 便房の総数の欄には、多数の者が利用する全便所(特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全便所)にある便房(車椅子使用者便房を含む。)の総数を記入してください。

2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便所の記号等を記入するとともに、車椅子使用者便房又は水洗器具を設けた便房の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号等の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑦ 車椅子使用者用客室

客 室 の 総 数	車椅子使用者用客室数

平面図番号等	
車椅子使用者用客室	

(注意)

1. 客室の総数の欄には、ホテル又は旅館の客室の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用客室の記号等を記入してください。

(第七面)

敷地内の通路		
段	配 布 図	縦断面図番号
傾斜路		

(注意)

1. 配置図の欄には、配置図内の位置が分かるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその踏場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。
3. 地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。

(⑨ 駐車場)

全駐車台数	車椅子使用者用駐車施設数

車椅子使用者用駐車施設	配置図・平面図番号等

(注意)

1. 全駐車台数の欄には、多数の方が利用する全駐車場(特別指定建築物の場合は、不特定かつ多数の方が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する全駐車場)の駐車台数(車椅子使用者用駐車施設数を含む。)の合計を記入してください。
2. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図内又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した車椅子使用者用駐車施設の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用駐車施設の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用駐車施設の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。

(第八面)

客席の総数	車椅子使用者用客席数

平面図番号等	縦断面図番号
車椅子使用者用客席	

(注意)

1. 客席の総数の欄には、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂の客席の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該各階平面図内に記入した車椅子使用者用客席の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該車椅子使用者用客席から舞台等まで引いた可視線を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

(⑩ 浴室等)

平面図番号等	構造詳細図番号
車椅子使用者用浴室等	

(注意)

- 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用浴室等の記号等を記入し、構造詳細図番号の欄には、当該浴室等の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

(⑪ 案内設備までの経路)

案内設備までの経路	配置図・平面図番号等
案内設備	
音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備	有・無

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置が分かるように、配置図に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入するとともに、案内設備の概要がわかる資料を別に添付してください。
2. 案内設備までの経路及び線状ブロック等又は点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、線状ブロック等又は点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。
3. 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を○印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

(第十面)

3 建築物特定施設の維持保全に関する事項

(1) 維持保全に関する責任範囲及び実施体制

1 所有者の氏名又は名称	
2 管理者の氏名又は名称	

3 維持保全責任者の氏名又は名称	
4 維持保全業務の委託 ① 委託先の名称) ② 委託業務内容)	する・しない
5 維持保全計画の作成予定期等	

(注意)

1. 1欄から4欄までは、特定建築物の建築等の事業の完了後について記入し、未定のときは空欄にしておいてください。
 2. 4欄は、維持保全業務の委託について「する」又は「しない」のうち該当するものを○印で囲んでください。「する」を○印で囲んだ場合にのみ①②について記入してください。
 3. 5欄は、1欄から4欄までが未定の場合において、今後どのようにして維持保全計画を作成するかについて、維持保全計画作成までの認定申請者の維持保全に関する責任範囲を含めて記入してください。

(2) 維持保全業務の概要

建築物特定施設	維持保全業務の内容

(注意)

維持保全業務の内容の欄には、建築物特定施設ごとに、定期的な点検の実施計画、修繕の実施計画等維持保全業務の内容として予定していることを記入してください。

(第十一面)

4 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

支 出	内 訳	金 額(百万円)
建築費 用途取得造成費 事務費 借入金利息 ○○○		
	計	
収 入	自己資金 借入金 (借入先) ○○○	()
	計	

5 特定建築物の建築等の事業の実施時期

〔事業の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔事業の完了の予定年月日〕	年	月	日

第4号様式(第10条第2項関係)(日本産業規格A列4番)

認 定 通 知 書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事又は
建築副主事の職氏名

殿

所管行政庁 印

下記による申請書の記載の計画について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日

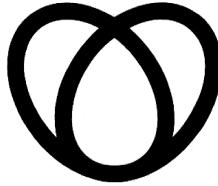
2. 特定建築物の位置

3. 特定建築物の概要

- ① 主要用途
- ② 延べ面積
- ③ その他の事項

(※)は法第17条第4項の規定により適合通知を受けた場合に記入されます。

第5号様式(第12条第2項関係)



(注意)

1. 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
2. 増築等又は修繕等の場合は、建築物移動等誘導基準に適合するものとして認定を受けた部分を記載すること。

第5号の2様式(第14条の5関係)(日本産業規格A列4番)
移動等円滑化区域内における行為の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の6第1項の規定に基づき、

旅客施設の建設
改良
道 路の新設
改築
修繕

について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定年月日
- 3 行為の完了予定年月日
- 4 設計又は施工方法の概要

年 月 日
年 月 日

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

第5号の3様式(第14条の8関係)(日本産業規格A列4番)

移動等円滑化区域内における行為の変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の6第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

年 月 日

2 変更部分に係る行為の着手予定年月日

年 月 日

3 変更部分に係る行為の完了予定年月日

年 月 日

4 変更の内容

第5号の4様式(第12条の3第1項関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

認 定 申 請 書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第22条の2第1項の規定に基づき、協定建築物の建築等及び維持保全の計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)		
1 協定建築物及びその敷地に関する事項		
[地名地番]		
[延べ面積] [m ²] [敷地面積] [m ²] [建築面積] [m ²] [建築物の階数] 階		
[構造方法] 造 一部 造		
[主要用途]		
[協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分]		
[工事種別]		

(注意)

1. 【協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分】の欄には、法第22条の2第5項の規定において準用される法第19条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(認定協定建築物の延べ面積の10分の1を限度とする。)を記入し、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。また、当該床面積に既に法第19条の規定による容積率の特例の適用を受けている床面積が含まれる場合にあっては、その旨を併せて記入してください。
2. 【工事種別】の欄には、「新築」、「増築」、「改築」、「修繕」又は「模様替」のうち該当するものを記入してください。

(第三面)		
2 協定建築物特定施設の構造及び配置に関する事項		
① 協定建築物特定施設である出入口		
協定建築物特定施設である出入口(下欄に掲げるものを除く。)	平面図番号等	段のある出入口
協定建築物特定施設であって、直接移動等円滑化困難旅客施設又は移動等円滑化困難旅客施設へ通ずる経路への出入口		

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図に記入した出入口の記号等を記入してください。

② 协定建築物特定施設である廊下等	
	平面図番号等
突出物 (休憩用の設備)	

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置が分かるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したそれぞれの記号等を記入してください。
2. 突出物を設けている場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう講じた措置がわかる資料を別に添付してください。
3. 廊下等及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

(第四面)

③ 協定建築物特定施設である階段

	平面図番号等	縦断面図番号
協定建築物特定施設である階段		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した階段の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該階段の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 階段及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、段がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

④ 階段に代わり、又はこれに併設する協定建築物特定施設である傾斜路

	平面図番号等	縦断面図番号
階段に代わり、又はこれに併設する協定建築物である傾斜路		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した傾斜路の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該傾斜路の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 傾斜路及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

(第五面)

⑤ 協定建築物特定施設であるエレベーターその他の昇降機

	配置図・平面図番号等	構造詳細図番号
協定建築物特定施設であるエレベーター 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(協定建築物特定施設であるものに限る。)		

	当該装置が設けられるエレベーター	提供する情報の内容	
		籠内	乗降ロビー
音声により情報を提供する装置			

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等を記入するとともに、当該エレベーターその他の昇降機の表示方法についてわかる資料を添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該エレベーターその他の昇降機の構造詳細図の番号を配置図・平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 当該装置が設けられているエレベーターの欄には、音声により情報を提供する装置が設けられたエレベーターについて、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターの記号等を記入し、提供する情報の内容の欄には、当該装置の音声により提供される情報の内容を、当該装置の設けられる場所に応じて、籠内及び乗降ロビーの欄に、それぞれ記入してください。

(第六面)

⑥ 協定建築物特定施設である便所

平面図番号等	構造詳細図番号
車椅子使用者用便所のある便所 水洗器具を設けた便所がある便所 床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器がある便所	

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便所の記号等を記入とともに、車椅子使用者用便所又は水洗器具を設けた便所の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応關係がわかるよう記入してください。

⑦ 協定建築物特定施設である敷地内の通路

配 置 図	縦断面図番号
段 傾斜路	

(注意)

- 配置図の欄には、配置図内の位置がわかるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその舗場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応關係がわかるよう記入してください。
- 敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。
- 地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。

(第七面)

⑧ 案内設備までの経路

配置図・平面図番号等	
案内設備	
音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備	有 • 無

(注意)

- 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入とともに、案内設備の概要がわかる資料を別に添付してください。
- 案内設備までの経路及び線状ブロック等又は点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、線状ブロック等又は点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。
- 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を○印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

(第八面)

3. 協定建築物特定施設の維持保全に関する事項

(1) 維持保全に関する責任範囲及び実施体制

1 所有者の氏名又は名称	
2 管理者の氏名又は名称	
3 維持保全責任者の氏名又は名称	
4 維持保全業務の委託 ①委託先の名称 ②委託業務内容	する · しない
5 維持保全計画の作成予定等	

(注意)

1. 1欄から4欄までは、協定建築物の建築等の事業の完了後について記入し、未定のときは空欄にしておいてください。

2. 4欄は、維持保全業務の委託について「する」又は「しない」のうち該当するものを○印で囲んでください。「する」を○印で囲んだ場合にのみ①②について記入してください。

3. 5欄は、1欄から4欄までが未定の場合において、今後どのようにして維持保全計画を作成するかについて、維持保全計画作成までの認定申請者の維持保全に関する責任範囲を含めて記入してください。

(2) 維持保全業務の概要

協定建築物特定施設	維持保全業務の内容

(注意)

維持保全業務の内容の欄には、協定建築物特定施設ごとに、定期的な点検の実施計画、修繕の実施計画等維持保全業務の内容として予定していることを記入してください。

(第九面)

4. 協定建築物の建築等の事業に関する資金計画

	内 訳	金 額 (百万円)
支 出	建築費 用途取得造成費 事務費 借入金利息 ○ ○ ○	
	計	
收 入	自己資金 借入金 (借入先) ○ ○ ○	()
	計	

5. 協定建築物の建築等の事業の実施時期

[事業の着手の予定年月日]	年 月 日
[事業の完了の予定年月日]	年 月 日

第6号の5様式(第12条の7第2項関係)(日本産業規格A列4番)

認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

殿

所管行政庁 印

下記による申請書の記載の計画について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第22条の2第4項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日

2. 協定建築物の位置

3. 協定建築物の概要

- ① 主要用途
- ② 延べ面積
- ③ その他の事項

第6号様式(第17条第1項関係)

道路特定事業認可申請書	
番 号	
年 月 日	
市 町 村 長 印	
地方整備局長(北海道開発局長) 殿	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第32条第3項の規定により次のように道路特定事業について別紙書類を添えて協議します。	
一 国道の路線名	
二 工事の区間 から まで 延長 メートル	
三 工事着手の年月日	
四 工種	

第7号様式（第25条関係）（日本産業規格A列6番）
(表)

職　　名	氏　　名	生　年　月　日
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">刻印</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">(写真)</div>		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進 に関する法律第53条第6項の規定による 立　入　検　査　証 (発　行　權　者) _____印

(裏)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律抜粋

第53条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に關し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に關し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に關係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に關し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に關し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 所管行政庁は、認定特定建築主等に対し、第二十二条の二第四項の認定を受けた計画（同条第五項において準用する第八十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

6 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。